

「令和5年度徳島県食品衛生監視指導計画（原案）」に係る意見募集結果について

「令和5年度徳島県食品衛生監視指導計画（原案）」に対する県民意見等を募集した結果、3名の方から7件の御意見、御提言が寄せられました。いただいた御意見等に対する徳島県の考え方は、次のとおりです。

募集期間：令和5年2月1日（水）から令和5年3月2日（木）まで

	いただいた御意見等	御意見に対する県の考え方
1	家族に食物アレルギーがあるため、アレルギー表示にはいつも気をつけています。しばしばアレルギー表示の誤表示で回収するとのニュースを聞くので、事業者への指導をお願いしたい。	食品関連事業者等が適正な表示を実施できるよう県下各地域で食品表示制度講習会を開催しております。また、食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示相談窓口」及び「栄養表示相談窓口」を設置し、表示に関する疑問点や質問に対して個別に相談対応を行い、食品関連事業者等の適正表示を支援しております。
2	消費者は食品の表示を信じて買うので、産地偽装を繰り返す悪質な事業者には厳正に対処して欲しい。	科学的産地等判別分析を積極的に活用した「とくしま食品表示Gメン」による徹底した監視活動を実施し、不適正事案の未然防止と厳正な法執行に努めております。
3	食品表示に関する知識を持つことは、子供のためになると思うので、普及啓発の機会の提供をお願いしたい。	小学生から高校生を対象としたゼミナールや食の安全安心に係るフォーラム等を実施するなど幅広い世代を対象として、食に関する正しい情報発信に努めております。
4	4. 重点的に実施する監視指導事業 （1）食中毒対策の（オ）飲食店における持ち帰り・宅配食品における食中毒対策 3頁下から15行目に以下を挿入してはいかがでしょうか。 『新型コロナ蔓延により、新たな飲食形態が広がっているが、事業者及び消費者の間で、食中毒防止のための保存や温度管理についての知識の更なる普及を支援します。』	消費者に対する啓発について記載することとし、次のとおり修正します。 『持ち帰りや宅配については、店内での喫食に比較して調理してから喫食までの時間が延長することから、適切なメニューの選定、十分な加熱調理、調理済み食品の適切な温度管理等について徹底するよう指導するとともに、消費者に対して、購入後の温度管理と消費期限の遵守について啓発に努めます。』
5	（4）適正な食品表示への対策 5頁下から23行目に以下を追加してはいかがでしょうか。 『食品供給のグローバル化に対応した食品表示ルールのあり方が検討されようとしており、わが国の表示基準との整合性の動きに注目してゆきます。』	いただいたご意見は今後の食品表示の適正化を推進する上で参考とさせていただきます。 なお、食料供給のグローバル化への対応については、日本全体で取り組む課題であることから、令和4年12月に開催された「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が改訂され、食品表示制度を国際基準との整合性を踏まえて見直すことが追加されました。この改訂にともなう今後の国の動向を注視して参ります。
6	5. その他の監視指導事業（9）いわゆる「健康食品対策」 7頁下から5行目に以下の文章追加のご検討をお願いします。 『健康食品摂取・利用は自己判断にゆだねられ、適切な知識と情報の提供が必須であり適切な知識の普及に努めます。』	消費者に対する知識普及について記載することとし、次の一文を追加します。 『併せて、消費者に対して、ホームページ等を活用し、健康食品を適切に利用するための知識の普及啓発に努めます。』
7	最近ジビエという言葉聞くことが増えました。いただくこともあります。計画を拝見しますときちんと加熱しないと危険だとか。こういう事を情報発信してもらえるとありがたいので、県の広報誌などで周知をお願いしたいです。	引き続き、シカ肉やイノシシ肉を調理する際には、中心部まで十分な加熱を行うよう、県ホームページや広報紙等により消費者及び食品事業者への啓発を行います。